

第 342 回（第 23 期第 1 回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和 7 年 6 月 16 日（月） 14：10～17：00

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 J F しまね西郷支所 3 階会議室

1 出席委員（敬称略）

平木 伴佳（1 番）	亀谷 潔（2 番）	湊 剛（3 番）
平木 操（4 番）	池田 速人（5 番）	小谷 茂雄（6 番）
牧野 一（7 番）	大西 寿春（8 番）	竹谷 洋司（9 番）
林 千枝子（10 番）		

2 欠席委員（敬称略）

小谷 茂雄（6 番）	牧野 一（7 番）
------------	-----------

3 議題

- （1）会長及び会長職務代理者の互選について（協議）
- （2）連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）
 - ① 島根県連合海区漁業調整委員会委員
 - ② 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員
- （3）島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- （4）令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
 - ① まさば及びごまさば
 - ② ずわいがに
 - ③ ぶり
- （5）知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
 - ① くろまぐろ（小型魚）
- （6）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
- （7）漁場計画の変更に係る公聴会の開催について（協議）
- （8）令和 7 年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）
- （9）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）
 - ① 令和 6 管理年度 さば類
 - ② 令和 7 管理年度 まいわし
 - ③ 令和 7 管理年度 くろまぐろ（小型魚・大型魚）
- （10）第 2 期島根県農林水産基本計画について（報告）
- （11）その他

4 挨拶等

事務局長（為石）

開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

臨時進行通告（議長決定まで事務局長が進行役を務める）

委員紹介・挨拶

(省略)

知事挨拶

(代読：隠岐支庁農林水産局 松浦局長) (省略)

県執行部及び事務局の紹介・挨拶

(省略)

事務局長 (為石)

～議題に先立ち、資料1及び2により海区漁業調整委員会について説明～

- 海区漁業調整委員会の位置づけ、設置（全国で64海区）、任命（隠岐海区漁業調整委員会では10名・任期4年）、職務・権限（諮問事項・建議事項・決定事項等）
- 連合海区漁業調整委員会（隠岐海区漁業調整委員会から5名選出）、日本海・九州西広域漁業調整委員会（島根県連合海区漁業調整委員会から1名選出）

事務局長 (為石)

ここまでのところで、何かありますでしょうか。よろしいですか。

全委員

はい。

事務局長 (為石)

ありがとうございます。

それでは次に、先ほどここで言いましたけども、席順を決めたいと思います。

先ほど紹介をちょっと省略させていただいた資料2の15ページのほうに詳しく載っているんですが、隠岐海区漁業調整委員会の会議規則第2条に、委員の席次は任命の都度、くじでこれを定め、その議席には番号及び氏名を表示するとされております。

つきましては、これから事務局員のほうが皆様のほうに順番にくじを持って、名簿順で回らせていただこうと思いますので、各自そのくじを引いていただきまして、そこに記載された番号が次回からの席次の番号とさせていただきますと思います。なお、今日、お二人欠席されているんですが、そのお二人については事務局のほうで引かせていただいて、席次の番号の決定をさせていただきますと思います。

では、すみません、よろしくお願いします。

事務局書記 (江角)

では、委員名簿順に引いてもらいますんで。

事務局長 (為石)

引いていただいて。

隠岐支庁農林水産局 (仲村)

できれば、番号を読み上げて。

事務局長 (為石)

私が最後に読み上げさせていただきますので。

事務局書記 (江角)

お願いします。

為石事務局長

くじも回収しますから、また4年後に使わせていただきます。大事に使っておりますので。これも実は4年前の染みが、若干染みが残っております。

池田委員（５番）

これは、４年間この番号で。

為石事務局長

はい。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

次回からは、番号の順番で。

為石事務局長

よろしいでしょうか。回収が終わりました。

それでは、改めまして私のほうから、まず、１番、平木伴佳委員様が１番。そして、２番が亀谷潔委員。そして、３番、湊剛委員。４番、平木操委員。５番、池田速人委員。６番、小谷茂雄委員。７番、牧野一委員。８番、大西寿春委員。９番、竹谷洋司委員。１０番、林千枝子委員ということで決定をいたしました。

本来であれば、この席に沿って席次を替えるのが本来であるんですが、今日については、今から席の移動も大変ですので、次回からはそちらの、今、池田委員が座っているところから１番の委員からの、この席次に従って席を作らせていただきますので、皆様よろしく願いいたします。

（１）会長及び会長職務代理者の互選について（協議）

為石事務局長

では、続きまして、次、議事のほうになるのですが、議事の（１）、会長及び会長職務代理者の互選についてということで、これ、協議事項になりますが、本来であれば会長が仕切るところですが、これから決めるということで、引き続き私のほうが進行を務めさせていただきます。

こちらの会長及び会長代理につきましては、漁業法第１３７条第２項、これにより、委員が会長を互選することになってございます。

併せて、隠岐海区漁業調整委員会、委員会規程第３条の第３項において、あらかじめ会長代理を互選することになっております。つきましては、まず、皆様において、会長の互選について、皆様にご意見を頂戴いたしたく思うのですが、皆様、ご意見等、いかがでございましょうか。

８番：大西委員

推薦でもいい。

為石事務局長

互選ですので、はい。

８番：大西委員

池田速人委員を推薦したいです。

為石事務局長

池田委員を。

８番：大西委員

はい。

為石事務局長

他、会長として何かこの方という、皆さん、委員の皆さん、ご意見等ございませんでしょうか。

４番：平木操委員

ないです。

為石事務局長

はい。ないですという言葉もいただきましたので、では会長のほうは池田委員ということで、皆様よろしいでしょうか。

全委員

はい。

(拍手)

為石事務局長

ありがとうございます。

では、続いて、職務、会長代理のほうも、皆様、互選、ご意見ございませんでしょうか。

8番：大西委員

いいですか。

為石事務局長

はい。

8番：大西委員

前回まで会長さんやっていた、亀谷委員に。非常に経験もされてるので、お願いしたらどうかなと思います。

為石事務局長

今、亀谷委員の互選がありました。皆様、他にご意見等は。

では、亀谷委員、お引き受けいただけますでしょうか、よろしいでしょうか。

2番：亀谷委員

はい。

(拍手)

為石事務局長

では、会長代理ということで、亀谷委員のほうにまた会長代理のほう、お願いしたいと思います。

それでは、今、会長、決まりましたので、少しここでお時間いただいて、この後に、進行のほうは会長にお任せしたいと思いますので、少し事務局のほうで打合せ等、させていただきますので。

ここで、そうですね、今41分という中途半端な時間ですが、そうですね、5分程度、少し小休憩ということで、トイレ、たばこ等、もしございましたら。

〔休憩〕

為石事務局長

では、すみません。それでは再開をさせていただきたいと思います。

再開に当たりまして、改めてにはなるんですが、このたび今期の会長に就任されました池田委員と、会長代理になられました亀谷委員には、改めてなんですが、一言いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（5番：池田委員）

すみません。改めまして、こんにちは。

このたび会長という重責をお受けすることになりました。ただ、前回から引き続きまして、幸いにも亀谷前会長さんもおられますので、ご指導をいただきながら、スムーズな進行に、会の進行に努めさせていただきます。

元々、そういう能力もない中でこういう大役を受けました。もとより、皆様方のご協力、ご指導よろしく願いして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

2 番：亀谷委員

改めて、こんにちは。先ほど職務代理を拝命いたしました。会長の足手まといにならんように、精一杯務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(拍手)

為石事務局長

ありがとうございました。

それでは、ただいまより、議長である池田委員のほうに進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 連合海区漁業調整委員会委員等の選出について（協議）

議長（5 番：池田委員）

それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事の（2）番で、連合海区漁業調整委員会委員等の選出について。これにつきましては、協議でございます。

まず、その協議に入ります前に、隠岐海区の漁業調整委員会規程第 11 条第 2 項に基づきまして、2 名の議事録署名者を指名させていただきます。それでは、本日出席している委員の席次順で、1 番、平木伴佳委員、2 番、亀谷潔委員をお願いいたします。よろしくお願いします。

議事の（2）、連合海区委員等の選出について、審議をお願いします。連合海区等の委員選出につきまして、従来どのように選出していたのか、事務局から説明をお願いします。

為石事務局長

はい。それでは、私のほうから、連合海区委員についての、委員会から、先ほど冒頭のほうで私のほうから、漁業調整委員会についてという中で連合海区の説明をさせていただきましたが、当委員会から 5 名を選出することになっております。

この 5 名についてなんですが、慣例として会長と会長代理は必ず選出するとしており、残りの 3 名については、原則として漁業者委員のほうから選ぶことにしております。次に、この漁業者委員の中から、地域のバランスも考慮いたしまして、地域枠として、島前のほうから 2 名、そして、島後から 3 名となるように調整をさせていただいております。そして、最後に、連合海区ですので、本土側の島根海区との調整を要するような漁場がある地区や、或いは漁業種類の方を優先するということになってございます。

簡単ですが、状況としては以上でございます。

議長（5 番：池田委員）

それでは、今期委員会でも、異議がなければ従来の考え方で選出したいと考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（5 番：池田委員）

では、事務局、従来の考えに沿った具体的な案についてお願いします。

為石事務局長

はい。それでは、先ほど言いましたが、まず、池田委員と亀谷委員。そして、ちょうど島後と島前ということで、続いて、まず、島前のほうになるんですが、島前のほうは、平木操委員のほうに漁業者として島前の委員としてなっていたいただきたいというところで、島後につきましては、順位でいきますと、牧野委員が

支所の運営委員長をやられているということもあり、まき網とかもやっておられることもあるので、牧野委員。そして、次に大西委員。大西委員さんも中村のほうの運営委員長をやられておるということで、大西委員。以上で、すみません、私のほうがちょっと、これで5名になっていますね。

この5名で選出をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（5番：池田委員）

皆様、ご意見。これにつきまして、ご意見等ありますでしょうか。

全委員

ありません。

議長（5番：池田委員）

なければ、事務局案で承認するという事でよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（5番：池田委員）

では、次にお願いします。

為石事務局長

はい。続きまして、この委員については、これも冒頭のほうで言わせていただきましたが、日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに1名選出されることになっております。この委員につきましては、これまでの慣例になるんですが、この会議等の出席なども考慮して、島根海区の会長を選出する形になっております。よって、今期も慣例に従い、6月6日、こちらのほうで島根海区第17期第1回、これ島根海区が開催したんですが、そのときに委員長に互選により決定した永松委員のほうを本県の委員として1名選出したいと考えております。

これにつきましては、もちろんこの隠岐海区の皆様のご意見を聞いての話にはなるんですが、島根海区のほうが先行しておりますので、島根海区のほうは永松会長のほうにやっていただくということで、今、選出されている状況でございます。以上です。

議長（5番：池田委員）

はい。皆様、いかがでしょうか、永松委員さん。私どもなかなかちょっと知りませんので、皆さんの中でもですね。どうでしょうか、今までの慣例でそういうふうな形で、別段、問題なければと思いますけれども、ご意見あればお伺いしたいと思います。

8番：大西委員

それでよろしいと思います。

議長（5番：池田委員）

よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（5番：池田委員）

それでは、そのように。

為石事務局長

ありがとうございます。では、そのように島根海区のほうにも、こちらの事務局のほうから皆さんに伝えます。ありがとうございます。

議長（5番：池田委員）

以上ですね。

為石事務局長

はい。

議長（５番：池田委員）

それで、これは前回の連合海区は、実は１回でしたね。前回、前期の時には。その時には、私のほうからは、特段出とって、まあ、漁業調整規則の漁業調整法、漁業法を勉強しようということで、その時に、私、その解説書をですね、皆さんに配ってくださいというんで、そのとおり皆さんにお配りしたと。今回も選出委員さんには、新たに解説書が配られたと思いますけれども、そういった形で、１回程度ですね。

為石事務局長

そうですね、あと今年に関しては、日本海ブロック、去年、亀谷会長と出らせていただいたその海区が、全国連合海区日本海ブロックが、何と島根県で開催が決定しておりまして、それが、今、正確な日にちが、10月の末、日にちは…。

県庁水産課（寺谷）

10月23、木曜日と、翌日の24日、金曜日に視察となっております。

為石事務局長

せっかく地元開催ですので、先ほどの連合海区の委員の方には、皆さん一応ご出席の意向をお伺いして、可能であればぜひ、会場は本土側のほうになるんですが、またお声がけさせていただこうと思っておりますので。

議長（５番：池田委員）

もう一度、期日は。10月の20…。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

23、24。

議長（５番：池田委員）

23、24ですね。

為石事務局長

また、改めて、内容等についてもご連絡させていただきますので。

議長（５番：池田委員）

分かりました。それでは、その他、何かこれにつきまして、皆さんご質問等はございますでしょうか。それでは、次、続けます。

（３）島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（５番：池田委員）

これにつきましては、諮問でございます。事務局より、説明をお願いします。

県庁水産課（吉田）

～資料３により説明～

- 「ぶり」が令和７年３月７日に特定水産資源（TAC対象資源）として指令されたことにともなう漁獲量の報告の義務化に係る県資源管理方針の変更内容及びその他軽微な語句の変更等について説明

議長（５番：池田委員）

はい、ありがとうございます。ただいま諮問にあった内容につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問等、聞きたいですけれども、何かありますでしょうか。

2 番：亀谷委員

ありません。

議長（5 番：池田委員）

それでは、本件につきまして、委員の皆様、意見がないようですけれども、異議なしとして答申してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（5 番：池田委員）

ありがとうございました。

（4）令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（5 番：池田委員）

これにつきましても、諮問でございます。事務局より、説明をお願いします。

県庁水産課（寺谷）

～資料 4 により説明～

- 下記の令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定の流れについて、これまでの T A C の推移、資源状況等を交えて説明。

① まさば及びごまさば

② ずわいがに

③ ぶり

議長（5 番：池田委員）

説明、ありがとうございました。

只今、令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定についての説明がありました。諮問のあった内容につきまして、委員の皆様方、ご意見、ご質問等お聞きしたいですけれども、ありますでしょうか。

8 番：大西委員

この、T A C の設定の状況は理解できますけれども、年々少なくなってきたと思うんですよ、ぶりに関して。その原因とか何か、分かる範囲でいいんですけど。これは全国的に少なくなってきた。

県庁水産課（寺谷）

今、ご質問の T A C なんですが、島根県におけるぶりの漁獲のこのグラフのところがございますのは、確におっしゃられるように、年々、年々といいますか、令和 2 年と比べて、令和 4 年、5 年と漁獲が少なくなっておりますが、すみません、県内でなぜ漁獲が少なくなっているかということは、中型まき網漁業さんにおける狙いによるものなのかと私は考えておりますが、違うかもしれません。

（笑声）

8 番：大西委員

いや、社長、どうですか。

議長（5 番：池田委員）

はい、どうぞ。

4 番：平木操委員

ぶりなんかは、混獲魚種で、今、いわしとさばとか爆発的に増えてきて、ぶりもいなくはない。いなくはないけども、安定的にいわしとか、さばとかを獲っているということで、丁度、そのさばといわしとか

が増えてくるに従って、やっぱりだんだん獲るものが、あえて混獲にして難しいものを獲るよりも、いわし、さばで安定して獲れるものを狙うっていうのが一つ大きい要因として。

今、資源管理、難しいのが、その意図で獲る魚種を我々が選択していると、結局カウントする、水研っていうのが、研究者が言っている、なぜ、さばが増えてきたか、なぜ、いわしが増えてきたかっていつも質問しても、それは分かりません、はっきり言うんですよ。分からないものの中で、そういう数量を我々に配分してるっていう、我々もそれに、そういう問題に対しては異論を発しない、そういう分からない中で関与されたら、我々も生産者でも困るから、ちゃんとした数量を出してほしい。今、いろいろやって研究のやり方をだんだん変更してきたり、今、こうやってさなかでも、多分、今日もこの後の資料に出てくると思うんですけども、要望とかそういう、やっぱり漁業者の意見というのは、なかなか国のほうまで届いていかない。だから、毎回、こういう会議で、県のほうにはいろいろ注文つけて、ぜひ国のほうに、水産庁のほうに対しては、そういうお願いをしてほしいと。だから、このぶりが減ったとか増えたとかって、いないわけじゃない。同じ、紙ベースの話の中では、例えば、さば。去年より減ってるんですよ、島根県、今年の配分が。これだけさばが増えた増えたって言うておきながら。とは言っても、その過去何年かに獲った実績だとかそういうものを計算していくと、その計算式に合わせていくと、島根県は去年からものすごく減りました、おかしいじゃないか。

我々、今、魚を売りに行っても、冷蔵庫が不足していて獲れないという現状もあるというので、そこも一生懸命働きかけているんですけど、やっぱりこのTACというものは、漁師からすれば、手かせ足かせはめられて思うように獲ることができない。だから、今でも制限かけなかったら獲ってるんですよね、150トン、まき網に関しては毎日。そういう制限かけながら、獲りながらも、冷蔵庫が詰まっちゃっている。獲りたいけれども獲れないという状況がある。というのが、ざっくり、まき網としての今の現状です。

議長（5番：池田委員）

大西委員。

8番：大西委員

今も平木委員からもあったように、おるのに獲れないのが一番やっぱり漁師としてはすごく口惜しいと思うので、高い米も買わないといけないしね、本当に。何度かそういう機会がある度に、県のほうからも国のほうへ、ぜひ、そういうことで要望していただきたいと思います。

議長（5番：池田委員）

よろしいでしょうか。

4番：平木操委員

もう一つ。

議長（5番：池田委員）

はい。

4番：平木操委員

このぶりも、我々まき網の許可の中には入っていないです、中型まき網では。だけど、混獲として、今は水揚げされてるんですけども、他の県の話聞けば、県の中型まき網許可にないっちゃうことで、あえてその混獲しても報告してない県、漁獲報告を。これは、水産庁のほうからしたら、今回これを、ぶりをTACにするということで、さあ、じゃあ、その結果、果たしてどういう漁獲枠を設定すればいいのかわっちゃうのは、逆に国のほうが頭を痛めてる。で、今、このぶりなんかっちゃうことになると、特にその沿岸の定置だとか、或いは一本釣とか、すごい関心の高いところで、まき網が獲ってしまうから獲れないと

か、いろいろと、今、沿岸と沖合とのいろんな調整の中で、難しい部分もあるんですけど、大社のほうの一本釣の委員の方とちょうど話しする機会があって、少なくとも、今、島根県が枠を配分されているのは、まき網の実績が大きく報告で上がってるんで。だから、島根県にはこれぐらいはオーケーですよという枠があるけども、果たしてそれが本当に実績の配分で来てしまうと、目の前でぶりがいても釣れなくなりますよっていうことが出てくる可能性が大としてあるっていうことを、やっぱりそこは皆さんが共存共栄するためには利用すればいいわけで、まき網で獲ってきた実績も島根県枠として入れてもらって、使うのは一本釣りであったり、定置のみなさんであってもいいわけだから、そこはうまく配分を県の仕事で調整するのであれば、混獲枠でせっかく獲れたのに、そこら辺も考えておいていただきたい。これはまき網だけでなく、沿岸のみなさんと、そういう理解を広げていただきたい。ただ、まき網で獲ることだけがあったとかではなく、まき網が獲ったらそれを利用して、一本釣りのみなさんとか、定置のみなさんとかそれを使えばというふうな解釈を私はしてます。

議長（５番：池田委員）

ご承知のように、ぶりについては、島根県は全国２番ですかね、漁獲量自体はですね。ちょっと今、直近の数値は、私は分からないですけども、実は、寒ぶりというのは富山とか氷見とか、あっちのほうが有名かという、そうじゃないんですね。島根県っちゅうのは、まき網中心にそういうふうな漁法をしますんでね、やっぱりそれが全体に波及しないといけない。

それから、さばの件はニュースでもご承知だと思いますけれども、太平洋側はだめ、ということで、もう日本海にかかっている。日本海っちゅうのは、先ほど言ったように、一つのたらいですから。だから、この魚種が増えたら当然これが占める魚種が減る、どれかが減っていくわけですよ。その、過程は分からないんだけど、そういうふうな、資源としてはそういうふうな、お盆のような海ですから、池のような海ですから、そういったことであると思うんですけども。もう一つは、養殖もなくなりましたね、こちら日本海では少なくなり、ぶり、モジャコを獲ることもなくなった。ただ、それが資源に反映されてるかっていうと、それはどうなんかつちゅうと分かりませんし、その辺のところはなかなか推定が難しいところではないかと思えますけれども、余談になりまして申し訳ないですけど、そういうふうなことです。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、本件につきまして、異議ない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

はい。

（５）知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

議長（５番：池田委員）

諮問です。事務局より説明をお願いします。

県庁水産課（吉田）

～資料５により説明～

- 下記の知事管理漁獲可能量の変更について、概要とそれに伴う変更案について説明。

① くろまぐろ（小型魚）

議長（５番：池田委員）

只今の議事、知事管理漁獲可能量の変更について、委員の皆様のご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

４番：平木操委員

これ、くろまぐろに関しては、今、資源管理で、規制、規制でやるんですけど、小型魚に関しても大型魚に関しても、今、逆に小型魚がちょっと見えてないんですけど。対島の沿岸から能登へ行っても、意外と小型魚が少ない。ただ、大型魚は、例年より今年は 100 キロ、150 キロ級が水揚げされた。単価的には、60 キロから 80 キロぐらいの一番いいやつなんだけど、大きくなり過ぎる。だから、沿岸の定置にはそれなりに入ってきたり、大型魚にしてもこれから、これから小型魚が定置に入ってくる時期になってくるとは思うんですけど、やっぱり県としては、各県と、この知事管理区分で定置なんかに関しても、ある程度確保してあげないと、ほんと管理になってないっていうか、せっかく入ったものを放流するっていうこともあるわけ。ほぼほぼ、もう入ってる時点で自然放流なんかできないし、放流しようと思うと、せっかく網に入った他の魚も出してしまうということにもつながるので、やっぱりここは、ほんとに海区なんかの、会議の席上では、やっぱり沿岸の定置とか、そういうところに配慮するってことになる、県も本気、県のみなさんも本気であろうとは思うんですけども、やっぱり枠を増やしてもらって、これは島根県だけが枠を増やしてもらってというのは、難しいのは分かってるんで、やっぱり知事管理部分っていうことで、全国でやっぱり、多分この県でも共通の悩みだと思います。今、新潟とか、富山、石川の辺の定置には例年になく、まぐろが入網して困ってるっていう。ほんとに喜ぶべきことなんだろうけども、逆にトン数が規制されてしまうと、困るっていう。我々の海区でいくと、定置のみなさんもそうだし、そのことによって、いかが減ってきてるっていう。やっぱり、まぐろを増やして。だから、他のを増やしたらいいとか、自然の摂理に人間が手を突っ込んで、あれを増やしたり、これを減らしたりっていうことをやってしまうと、これ、そもそも論になってしまって、今さらあんまり言えないんですけどね、ここまできてしまうと。ほんと、海の中はおかしくなってしまう。だから、この 35 トンなんていうのは、定置でもらったって、ほんとにすぐですよ、これ、入ってしまえば。だから、定置のみなさんが、いかに無駄な世話を焼かないように、或いはそれがお金になるように、もっともその辺のもう、多分、その W C P F C の会議、また来年、開かれるとは思うんですけど、その会議の席で、日本はやっぱり、もっとがんばって枠を取ってきてもらって。我々としては、大型魚は獲れないにしても、小型魚はいわしに混じって入ってしまう。そのことで一度全部放してしまう、或いはよけて、今。今、まぐろなんかいると、さばの時期でも下手したら網をやれないっていう。こないだ、たまたま入ってしまったから、網、ばらばら。もう、100 キロ、150 キロ級のやつが、もうこれぐらいなれば、突っ込む、突っ込む。結局、この周りでは、あじ、いわし、さばも逃げてしまう。だけえ、その目的とする魚が獲れない。だから、ある意味じゃ、ほんとにこう獲れるものならもっと獲って、下手なこと言えば、日本海からまぐろを減らしてもらわんと、ある程度の数値まで。それだから、大中型のまき網のみなさんはこれをある程度獲って、年間の何割かは、まぐろで食べられているわけだから、必要な漁法ではあるんだろうけども、やっぱりもう沿岸の定置なんかにしても、ほっといても入ってくる。ここを何とかしてあげたい。だから、留保枠を、もっと、これ年間どれぐらい入るかっていうのは、多分、実績として上がってこないですね、これ。入ったやつを放流してしまうから。そういうことです。とにかく県のみなさんに、この配分をとにかく、なるべく、どこの県も一緒にみんな欲しいんだろうけど、そういうことは配慮してあげてください。

県庁水産課（吉田）

分かりました。ありがとうございます。

議長（5 番：池田委員）

ありがとうございます。その他、ございませんでしょうか。

まぐろにつきましては、特に今もう、よこわとして稚魚を獲るわけではなくて、もう人工種苗に変わ

りましたんで、余計、余計そうですよね。そして、それが今まで獲っておったものが、とてつもない量を養殖種苗として獲っておったものが、それが自然界、それが育っていくわけですから、そうすると、他の魚種を食い荒らすと。いかとかですね、もちろん、いわしもそうでしょうし、そういったことが起きる。そうすると、他の魚種へも影響も多い。で、増えておると。それで、また今年は特に大型魚。こちらでも聞くとおると、定置網なんかはもう数量をオーバーしてしまっておる。しかも大型魚が入っておると。これが、今の現状ですね。何とかその辺のところ、せっかく入ったものが無駄にならないようにせにやいかんと思いますけども、もう杓で決められてしまうということになって、先ほど平木委員さんから言われたように、あとはもう皆さん放流ですからもう、現状、もう獲ったよ、という数値しか最後には出てこないということですね。その辺のところは資源管理の非常に難しさ、評価の難しさ等もあると思いますので、その辺のところも含めて、これもどンドンどンドン、つつついていかんやいかんところかもしれないと思ふんですね。そういった活動をですね。

その他、意見、ございませんでしょうか。

それでは、今回のこの変更につきましては、これで了とすることで答申よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（５番：池田委員）

ありがとうございました。

（６）知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間を定めることについて（諮問）
--

議長（５番：池田委員）

事務局から説明をお願いします。

隠岐支庁農林水産局（川瀬）

～資料６により説明～

- 隠岐地区における手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）の新規許可（１隻）の公示について説明

議長（５番：池田委員）

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

ちょっと私のほうから。この新規許可制限措置の内容等のほうに、手繰なまこけた網漁業ですね。これは、小型いか釣り漁業に入るんですか。

隠岐支庁農林水産局（川瀬）

ごめんなさい、これ、間違えてますので、訂正させてください。

議長（５番：池田委員）

間違いですよ。これ、許可の用紙に、これがありますよね、書くところ。これ、間違いですよ。

はい、分かりました。

その他、質問等ございますか。

８番：大西委員

ありません。

議長（５番：池田委員）

それでは、これにつきまして、異議ないので、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

(7) 漁場計画の変更に係る公聴会の開催について（協議）

議長（5 番：池田委員）

これ、協議ですね。

県庁水産課（吉田）

～資料 7 により説明～

- 漁業協同組合 J F しまねから要望のあった区画漁業権（くろまぐろ養殖区画）の新規免許（西ノ島町大字美田波止地先）に関する経緯と今後のスケジュール（公聴会の開催等）について説明

議長（5 番：池田委員）

只今、説明のあった公聴会の開催につきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問等ございませんか。

4 番：平木操委員

この公聴会っていうのは、委員以外の人も参加をしてもよいの。

県庁水産課（吉田）

そうですね。一般に公聴会開きますよっていうのを公示して、誰でも来ることができるということになってます。

4 番：平木操委員

12 月は島前ですか、会場は。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

はい、流れでいくと島前です。

4 番：平木操委員

分かりました。

8 番：大西委員

ちなみに、これ、県内でやってるところあるんですか。

県庁水産課（吉田）

今、西ノ島も同じく美田に、くろまぐろ養殖の区画があって、養殖を行っています。

議長（5 番：池田委員）

平木委員。

4 番：平木操委員

いいですか、何でもかんでもしやべってはいけんけど。

今、ニッスイが浦郷水産と共有しながら、この地図にある波止の弁天鼻っていうところの北西側で、今、1 基やってます。今回は、競合したら失礼になるっていうことで。後から来た三陽っていう会社なんですけど、そこが畜養まぐろをやりたいっていうんで、現地視察のもんも来て、水深からそういうのを見て、3 基ぐらい、50 メーター枠を 3 基ぐらい入れると、70 メーターの 200、270 メーターの 70 ぐらいかな、それぐらい。海の上だと 270 メーターの 70 ぐらいだと、小さいぐらいで。ただ、この枠よりちょっと今大きく見えるのは、方塊をやる。結局、定置は方塊のとはなくて、ここからが漁業権でいけるけど、養殖の場合は方塊を置いた場所からその水面上は漁業権の設定になってて、ちょっと大きくなって。実際はもうちょっと小さいけど。ただ、ここで、浦郷支所でいろいろ説明は、簡単には説明したけど、中には養殖っていうことで、ちょっと抵抗があるような感じかなと思ったりしとったんですけども、貝養殖も一緒に、あの湾で、いわがきとかそういうのもやっていて、いわがきやってる人は、中には、この養殖まぐろをやってるおかげで、海の養分が出てきて、成長はちょっとよくなかったとか、

身入りがいいとかいうことも聞いたりしてるんで、その辺も公聴会をやって説明するんであれば、三陽さんが来て説明すれば、地域の人も、そこまでは邪魔になる場所ではないし、競合する場所でもないし。実績としてみれば、今、既にニッスイまぐろが、既にやっています。

議長（５番：池田委員）

これ、場所は前回、漁連のほうのちょっと、組合員の資格審査がちょっとありましたところで、当初、西南水産さん、ニッスイの子会社で。これ、宮崎のほうでやとった会社です。それで、それが共和水産と提携して、共和水産もニッスイの子会社ですから、それで、こちらで畜養をやるということで、組合員の資格審査を開きました。その時に、私が懸念したのが、１番、最初に注意したのは、これの枠を、くろまぐろですから、当然これは困りますよと。島根県枠で、知事枠で獲られたら困りますよと。獲ってきてそれを畜養して、養殖畜養して出すと。これは、共和水産は大臣許可を持っていますので、大臣許可を獲ってきて、それでこれでやるといううまいいきさつがあつて、それは、あの西南水産さんが三陽さんに変ったんですね。

４番：平木操委員

いや、西南とは別で、新規で入ってくることで。

議長（５番：池田委員）

新規で。そういうふうな…。

４番：平木操委員

で、枠は他の県から持ってきます。

議長（５番：池田委員）

ですから、やっぱり大臣枠を使っていこう、やるということで、こちらの漁業に対しては、漁業枠に対しては、影響はない。

４番：平木操委員

影響はありませんね。

議長（５番：池田委員）

そういう確認はして、組合員資格を与えてはいるんですけどね。そういういきさつがあります。

４番：平木操委員

それとまあ、今までは手数料分も、ちょっとあやふやなうちに、ここまできとったんで。今回のその三陽っていうのは、誘致するに当たって、自分がＪＦの会長にちょっと島前湾を誘致したいと、西ノ島町と一緒にやって、誘致の働きかけをして、やるときには、まず、ＪＦ浦郷支所に手数料がまず入ることは絶対で、地域住民の同意をまず、必ず得ること。いろんな条件を提示したときに、それを全部クリアしてる。逆に今までに、ニッスイのほうのまぐろのほうからは、手数料があんまり入ってなかったんですよね。逆にそこを刺激して、それも今度から手数料が入るような形になると思うんですよね。だから、地域振興という観点からすれば、地元の同意を得られれば、いい話かなと。それで、今、会長が話しされたように、各県からの枠を、島根県は、ある意味では喜ぶと。他の県から、出す方の県はちょっと待てよということなんですけども、今、奄美のほうで、もうちょっと適正な水温じゃなくなってきたおる現状があつて、だんだんと水温が北上してきてる。日本海のこの辺がだんだん適正水温になってくるのがもう近い。で、三陽もいずれこの辺が適正水温になってくるんで、今のうちから畜養の計画をしたい、といういきさつです。

議長（５番：池田委員）

ありがとうございます。これにつきましては、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

（８）令和７年度全漁調連（日本海ブロック会議）への要望事項について（協議）

議長（５番：池田委員）

それではお願いします。

為石事務局長

～資料８により説明～

- 水産政策の改革に伴う資源管理の推進について（継続）
- くろまぐろの資源管理に係る対策等の充実について（継続）
- 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について（継続）
- 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化について（継続）

議長（５番：池田委員）

只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等。

４番：平木操委員

はい、質問です。

議長（５番：池田委員）

はい、平木委員。

４番：平木操委員

くろまぐろの係る対策等の充実、中段で、これ読まれたときに、大型魚 50%、小型魚 30%とおっしゃって、これ 10%とここに書いてある。どっちが正解。

為石事務局長

あ、私、30%って言ってしましまして、すいません。言い間違えです。

県庁水産課（吉田）

10%です。

為石事務局長

10%で合ってます。すいません、ちょっと緊張をしております、読み間違えてしまいました。申し訳ないです。

議長（５番：池田委員）

その他、ございませんでしょうか。

ちなみに、竹島は隠岐海区。

為石事務局長

隠岐海区、隠岐海区というか…

２番：亀谷委員

隠岐島漁連。

為石事務局長

隠岐島漁連、いや海区としては…

議長（５番：池田委員）

まあ、今、実効支配されてますんで、取り上げるすべもないんですけど。

２番：亀谷委員

一応。

議長（５番：池田委員）

隠岐海区ですね。これ竹島も久見の地先ですんで。まあ、余談ですけど。

それでは、この協議につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

全委員

はい。

（９）知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

議長（５番：池田委員）

お願いします。

県庁水産課（寺谷・吉田）

～資料９により説明～

- 下記の知事管理漁獲可能量の変更について、各変更後の数量について報告

① 令和６管理年度 さば類

② 令和７管理年度 まいわし

③ 令和７管理年度 くろまぐろ（小型魚・大型魚）

議長（５番：池田委員）

只今の説明につきまして、質問、意見等ございますでしょうか。

はい、大西委員。

８番：大西委員

事務局に聞くより、平木会長に聞いたほうがいいのかもしれない。２万トンで長崎に融通したのは、まあ大丈夫だろうと、余裕があるからですか。

４番：平木操委員

とてもじゃないけど、１０万トン、１１万トンという数量は、県内、まき網でもそうだし、他の漁業種を含めても、獲り切れないし、まず獲ったにしても、冷蔵庫も、今の状況だといっぱいで、処理できないですね。

で、長崎のほうは、長崎のほうも、冷蔵庫は詰まっとるけども、まだちょっと余裕があるんで、いわしに切り替わったので、いわしが欲しいって言うんで。で、県のみなさんがその判断、我々、事情聴取された上で、じゃあ、融通しますよと。とてもじゃないけど、１０万トン、今の中型まき網で、総量、あじ、さば、いわし、全体を含めて１０万トン獲れば、獲り過ぎるぐらいの数量なんで、いわしだけで１０万トンはとてもじゃないけど。

８番：大西委員

過去４年間の実績も、３万５千トンぐらいが最高だった。

４番：平木操委員

そうそう。

議長（５番：池田委員）

その他、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員

はい。

議長（５番：池田委員）

それでは、以上の報告を了とすることとします。

(10) 第2期島根県農林水産基本計画について（報告）

議長（5番：池田委員）

お願いします。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

～資料10により、第2期島根県農林水産基本計画の概要について報告～

議長（5番：池田委員）

それでは、今、報告がありました内容につきまして、委員の皆さん、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ありませんか。

はい、大西委員。

8番：大西委員

この重点目標の、漁港の機能統合・再編っていうのがありますけど、これ当然、J Fも絡んでくるといいますか。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

もちろんそうです。いろんな、例えば、油タンクとか、そういったところも踏まえて、もしかしたら、ここの油タンクはやめるんで、今度はこっちで、というところも、県と用地とかの話もいろいろ進めながらやっていかないといけないことだと思ってます。

議長（5番：池田委員）

その他、よろしいでしょうか。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

県で勝手には、あと、町も漁港さん持ってますので、そこも踏まえて、要は県だけの漁港だけではなくて、例えば県の漁港の周辺が、例えば町の漁港だった場合に、要はそこの連携も取らないといけませんから、そこはもちろん町も加わってという形になると思います。

8番：大西委員

それは分かりますけど、漁業者にとっては不便になりますよね。

隠岐支庁農林水産局（仲村）

まあ、そうですね。だけど、その部分はしっかり漁業者、要はJ Fさんを踏まえて、本当にそれが必要なかというところもあると思いますから、それは相談しながらという形だと思います。

議長（5番：池田委員）

よろしいですか。

8番：大西委員

はい。

議長（5番：池田委員）

他にございませんでしょうか。

それでは、了解するということでよろしいですか。

全委員

はい。

(11) その他

議長（５番：池田委員）

その他に移りたいと思います。その他につきまして、事務局から何かありませんか。

為石事務局長

その他については、今回、事務局は特に用意はしておりません。

議長（５番：池田委員）

それでは、全体を通して何か委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。ございませんでしょうか。

全委員

はい。

議長（５番：池田委員）

ないようですので、以上で議事を終了させていただきます。

それでは、次回の委員会の開催につきまして、事務局より説明をお願いします。

為石事務局長

それでは、私のほうから。

次回につきましては、知事管理漁獲可能量の設定などをご審議いただくとともに、先ほど吉田のほうからも説明がありましたが、区画漁業権の新規に伴う漁場計画の変更などに関する公聴会などもございます。開催は12月頃、これは島前、島後で交互に行われるということもありますので、今回は島前での開催を予定しておりますので、また、近づきましたら皆さんにご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（５番：池田委員）

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。なにぶんにも初めてのことで、長らくご審議、ご迷惑をおかけしました。次回はちょっとバージョンアップしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

【閉会宣言】

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	主幹	吉田	太輔
	主任	寺谷	俊紀
隠岐支庁農林水産局	局長	松浦	史瑞
	水産部長	仲村	克広
	主任	川瀬	翔馬
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	為石	雄司
	書記	江角	翔太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（５番：池田委員）

議事録署名者

１番

議事録署名者

２番